都道府県名 山口県 市区町村名 下関市

< I. ふるさと納税に係る控除額等>

- 1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。
 - ※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、<u>平成28年6月1日時点で把</u> <u>握している数値</u>を回答していただくものです。
 - ※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府 県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれ か一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載す るものとする。
 - (1)「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの(ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分)」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
 - (2)「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの(共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金)」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (3)「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係る もの(条例で定めるものに対する寄附金)」欄には、道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附 金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (4)「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)~(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

	地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)								
区分				左0) うち、ふるさ <i>も</i>	と納税ワンスト	ップ特例制度適用分		
	人数(人) 寄附金額 (円)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)		
市町村民税	877	101, 469, 234	40, 782, 947	437	19, 867, 200	11, 149, 580	1, 651, 890		
道府県民税	877	101, 469, 234	27, 188, 763	437	19, 867, 200	7, 433, 017	1, 101, 174		

区分	7第1項第2号	をの2第1項第2号 に規定する寄附。 日本赤十字に対	金に係るもの	地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は 第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄 附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金)			
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	
市町村民税	61	1, 173, 539	63, 094	71	2, 525, 424	143, 007	
道府県民税	61	1, 173, 539	42, 063	101	3, 614, 685	136, 512	

	3つのうちい	3つのうちいずれか2以上に該当するもの				左(の内訳				
区分				区分 都道府県、市町村、 対する寄附金					本赤十字社に対 寄附金	条例で定める	ものに対する寄附 金
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)		
市町村民税	35	7, 340, 409	1, 521, 555	30	3, 352, 500	20	370, 700	15	3, 617, 209		
道府県民税	35	7, 946, 409	1, 038, 616	30	3, 352, 500	20	370, 700	22	4, 223, 209		

	合計						
区分	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)				
市町村民税	1,044	112, 508, 606	42, 510, 603				
道府県民税	1,074	114, 203, 867	28, 405, 954				

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者(ふるさと納税ワンストップ特例の適用者)に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

1,065 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

自治体からのワンストップ特例申請者の通知について、紙媒体での通知であり、全国共通の様式がないため 通知の内容についての把握が困難なケースがあった。また、同一人の重複通知や通知漏れなどを確認する方 法がなく正確性に欠けると思われた。今後はデータでの連携も検討すべきだと思われる。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民(寄附金税額控除を受けようとする納税義務者)から寄せられたご意見やご要望などを記入してください(複数回答可)。

特になし

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

控除額の計算など、納税者が理解しやすい簡明な制度であれば利用者はより増加すると思われる。

都道府県名 山口県 市区町村名 宇部市

< I. ふるさと納税に係る控除額等>

- 1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。
- ※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、<u>平成28年6月1日時点で把握している数値</u>を回答していただくものです。
- ※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府 県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれ か一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載す るものとする。
- (1)「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの(ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分)」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
- (2)「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの(共同募金会、 日本赤十字社に対する寄附金)」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄 附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (3)「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係る もの(条例で定めるものに対する寄附金)」欄には、道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附 金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (4)「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1) ~ (3) のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

		地方税法第37		又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの 4、市町村、特別区に対する寄附金)			
区分	人数(人) 寄附金額(円)			左のうち、ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分			
			控除額 (円)	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)
市町村民税	1,014	101, 193, 438	43, 449, 333	308	16, 881, 100	9, 665, 844	1, 614, 082
道府県民税	1,014	101, 193, 438	28, 966, 421	308	16, 881, 100	6, 443, 993	1, 076, 104

E	第1項第2号	条の2第1項第2号:	地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又 は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定す る審附金に係るもの (条例で定めるものに対する審附金)			
区分	(共同募金、日本赤十字に対する寄附金) 人数 (人) 寄附金額 (円) 控除額 (円)				寄附金額(円)	を 控除額 (円)
市町村民税	35	415, 378	20, 723	85	34, 075, 429	896, 647
道府県民税	35	415, 378	13, 816	117	34, 029, 054	593, 353

	3つのうちい	ハずれか2以上に該	ぎ当するもの							
				数道府 し 市 ・ 	左の内訳 都道府県、市町村、特別区に 共同募金、日本赤十字社に対 条例で定めるものに対する寄附					
区分					寄附金		寄附金	XVI CLOSS	金	
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	
市町村民税	46	11, 739, 440	3, 438, 908	37	9, 206, 500	27	367, 940	17	2, 165, 000	
道府県民税	46	12, 456, 440	2, 321, 247	37	9, 206, 500	27	367, 940	28	2, 882, 000	

	合計						
区分	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)				
市町村民税	1, 180	147, 423, 685	47, 805, 611				
道府県民税	1, 212	148, 094, 310	31, 894, 837				

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者(ふるさと納税ワンストップ特例の適用者)に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

811 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

課税担当課へ送付される特例通知書が、市町村名のみの記載がみうけられる。同名の市町村が全国に複数ある場合もあるため、特例通知書に都道府県名の記載を義務化して欲しい。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民(寄附金税額控除を受けようとする納税義務者)から寄せられたご意見やご要望などを記入してください(複数回答可)。

確定申告をすると、ふるさと納税ワンストップ特例制度の適用とならないということを知らなかった

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

特になし

都道府県名 山口県 市区町村名 山口市

< I. ふるさと納税に係る控除額等>

- 1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。
 - ※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、<u>平成28年6月1日時点で把握している数値</u>を回答していただくものです。
 - ※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府 県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれ か一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載す るものとする。
 - (1)「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの(ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分)」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
 - (2)「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの(共同募金会、 日本赤十字社に対する寄附金)」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄 附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係る もの(条例で定めるものに対する寄附金)」欄には、道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附 金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (4)「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1) ~ (3) のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

	地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)								
区分				左の)うち、ふるさと	: 納税ワンスト:	ップ特例制度適用分		
	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、甲告特例控除額 (円)		
市町村民税	1, 461	126, 380, 633	55, 684, 762	531	28, 166, 894	15, 907, 333	2, 563, 180		
道府県民税	1, 461	126, 380, 633	37, 123, 477	531	28, 166, 894	10, 605, 067	1, 708, 895		

区分	7第1項第2号	をの2第1項第2号 に規定する寄附金 日本赤十字に対	金に係るもの	地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は 第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する 寄附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金)			
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	
市町村民税	79	2, 059, 280	114, 080	372	34, 412, 831	1, 891, 826	
道府県民税	79	2, 059, 280	76, 054	372	34, 412, 831	1, 261, 218	

	3つのうちい	ずれか2以上に討	核当するもの	ř					
						左位	の内訳		
区分					T村、特別区に 寄附金	共同募金、日本 する?	本赤十字社に対 寄附金	条例で定める。	ものに対する寄附 金
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)
市町村民税	79	11, 349, 800	3, 359, 864	61	8, 138, 500	52	812, 300	52	2, 399, 000
道府県民税	79	11, 349, 800	2, 239, 914	61	8, 138, 500	52	812, 300	52	2, 399, 000

	合計						
区分	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)				
市町村民税	1, 991	174, 202, 544	61, 050, 532				
道府県民税	1, 991	174, 202, 544	40, 700, 663				

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者(ふるさと納税ワンストップ特例の適用者)に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

1,272 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

ワンストップ特例該当者が、ふるさと寄付金を含めて確定申告を行わなかった場合、住民税のワンストップ特例加算が非該当となる旨の周知がされていない。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民(寄附金税額控除を受けようとする納税義務者)から寄せられたご意見やご要望などを記入してください(複数回答可)。

所得が少ない場合、税控除を受けることができず、不公平。

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

特になし。

都道府県名 山口県 市区町村名 萩市

< I. ふるさと納税に係る控除額等>

- 1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。
- ※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、<u>平成28年6月1日時点で把握している数値</u>を回答していただくものです。
- ※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府 県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれ か一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載す るものとする。
- (1)「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの(ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分)」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
- (2)「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの(共同募金会、 日本赤十字社に対する寄附金)」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄 附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (3)「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係る もの(条例で定めるものに対する寄附金)」欄には、道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附 金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (4)「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1) ~ (3) のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

		地方税法第	37条の2第1項第	91号又は第314条の	7第1項第1号に共	規定する寄附金	に係るもの
(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)							
区分				左のう	ち、ふるさと絲	内税ワンストッ	プ特例制度適用分
人数(人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)	
市町村民税	120	39, 673, 728	4, 175, 354	38	1, 823, 000	1, 023, 025	192, 157
道府県民税	120	39, 673, 728	2, 783, 597	38	1, 823, 000	682, 030	128, 112

区分	の7第1項第2号	条の2第1項第2 に規定する寄附 日本赤十字に対	地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第 314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金 に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金)			
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)
市町村民税	7	139, 000	7, 500	75	3, 602, 172	207, 131
道府県民税	7	139, 000	5,000	107	6, 132, 172	236, 728

	3つのうちい	ずれか2以上に訂	玄当 するもの						
	0 300 7 .50	7 400 200 1101	A = 7 5 0 V			左の	内訳		
区分			都道府県、市町村、特別区に対 共同 する寄附金		共同募金、日本赤十字社に対 する寄附金		条例で定めるものに対する寄附 金		
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)
市町村民税	7	2, 577, 500	244, 017	5	215, 000	4	820, 500	4	1, 542, 000
道府県民税	7	2, 630, 500	164, 799	5	215, 000	4	820, 500	6	1, 595, 000

	合計						
区分	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)				
市町村民税	209	45, 992, 400	4, 634, 002				
道府県民税	241	48, 575, 400	3, 190, 124				

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者(ふるさと納税ワンストップ特例の適用者)に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

78 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

特になし

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民(寄附金税額控除を受けようとする納税義務者)から寄せられたご意見やご要望などを記入してください(複数回答可)。

特になし

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

特になし

都道府県名 山口県 市区町村名 防府市

< I. ふるさと納税に係る控除額等>

- 1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。
 - ※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、<u>平成28年6月1日時点で把</u> 握している数値を回答していただくものです。
 - ※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載するものとする。
 - (1)「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの(ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分)」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
 - (2)「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの(共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金)」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係る もの(条例で定めるものに対する寄附金)」欄には,道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附 金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (4)「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)~(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

ſ			地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)								
	区分	人数 (人) 寄附金額 (円)		(都連州		県、市町村、特別区に対する寄附金) 左のうち、ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分					
				控除額(円)	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)			
	市町村民税	605	45, 601, 124	20, 019, 834	187	7, 997, 500	4, 525, 917	665, 425			
	道府県民税	605	45, 601, 124	13, 346, 679	187	7, 997, 500	3, 017, 338	436, 975			

区分	7第1項第2号	の2第1項第2号 に規定する寄附: 日本赤十字に対	地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は 第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄 附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金)			
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)
市町村民税	32	949, 883	53, 154	28	2, 120, 571	123, 875
道府県民税	32	949, 883	35, 436	67	3, 848, 251	148, 571

	3つのうちい	ずれか2以上に訂	亥当するもの							
				都道府県 市田	左の内訳 都道府県、市町村、特別区に ┃ 共同募金、日本赤十字社に対 ┃ 条例で定めるものに対する寄附					
区分					寄附金		寄附金	*NCE00	金	
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	
市町村民税	13	1, 397, 000	262, 991	11	493, 000	7	235, 000	6	669, 000	
道府県民税	13	1, 462, 000	177, 930	11	493, 000	7	235, 000	8	734, 000	

	合計						
区分	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)				
市町村民税	678	50, 068, 578	20, 459, 854				
道府県民税	717	51, 861, 258	13, 708, 616				

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者(ふるさと納税ワンストッ プ特例の適用者)に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

447

- 3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について 記入してください。
- ・「税の申告を行うと、申請していたワンストップ特例制度の適用が全て無効となる」ということが十分に浸透していないように感じられた。税の申告を行わないことがワンストップの利用条件であるにもかかわらず、寄附先自治体の多くが、ワンストップの申請者全 員に「申告用の寄附証明書」を郵送していることも、申請者側の認識を希薄にさせる要因の一つと思われる。
- ・無効通知の様式や送付時期、今後の過年度分の対応など、各市町村の判断に委ねられている部分が多く、本市としても手探りで対応 している状況である。
- 4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民(寄附金税額控除を受けようとする納税義務 者)から寄せられたご意見やご要望などを記入してください(複数回答可)。
- ・ワンストップ特例制度の申請者からは「5団体を超えると無効になる認識はあったが、何らかの税の 申告を行うと全て無効になるということは知らなかった。」「ワンストップの申請をしたのに寄附証明 書が届いたので『やはり申告が必要なのか?』と思った。」といった意見が多く寄せられた。

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びていると ころです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏ま え、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してくださ

・高価な贈呈品や寄附控除の拡充等により、ふるさと納税の実績額は大きく伸びてきているが、これは所得の高い一部の納税者がふるさと納税の特典や恩恵

・高価な増呈品や奇所控除の拡大等により、ふるさど納税の実績組は大きく伸いくさているが、これは所得の高い一部の納税者がふるさど納税の特典や恩恵を受けやすい状況をつくり出していると捉えることもできる。そもそも、ふるさと納税は、制度のあり方そのものが大きく変化してきており、以前のように、税法上で控除が適用されるような純粋な寄附というものから、離れていきつつあるように感じる。 ・本市では、平成27年度から「自分が損をしない寄附額を教えて欲しい」といった問い合わせが急増している。また本市の納税義務者における平成27年 ふるさと納税の寄附先を調査したところ、高価な返戻品を贈呈する自治体に集中していた。こうした状況をみると、今後は、一部自治体だけがふるさと納税によって潤い、全国的なネームバリューを持つ地元特産が無かったり、ふるさと納税本来の趣旨(純粋な寄附)に即した運用を維持する自治体は、大幅な税収減に繋がっていくことも懸念される。

都道府県名 山口県 市区町村名 下松市

< I. ふるさと納税に係る控除額等>

- 1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。
 - ※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、<u>平成28年6月1日時点で把</u> 握している数値を回答していただくものです。
 - ※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載するものとする。
 - (1)「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの(ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分)」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
 - (2)「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの(共同募金会、 日本赤十字社に対する寄附金)」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄 附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (3)「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係る もの(条例で定めるものに対する寄附金)」欄には,道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附 金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (4)「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1) ~ (3) のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

ĺ		地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)								
	区分	人数(人) 寄附金額 (円)		(都)担/1		県、巾町村、特別区に対する奇附金) 左のうち、ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分				
				控除額(円)	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)		
	市町村民税	318	20, 927, 500	9, 778, 470	114	5, 439, 000	3, 052, 679	487, 558		
	道府県民税	318	20, 927, 500	6, 519, 049	114	5, 439, 000	2, 035, 156	325, 055		

区分	7第1項第2号	の2第1項第2号 こ規定する寄附 日本赤十字に対	金に係るもの	地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は 第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄 附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金)			
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	
市町村民税	8	2, 217, 620	132, 098	37	2, 110, 786	122, 208	
道府県民税	8	2, 217, 620	88, 065	37	2, 110, 786	81, 473	

	3つのうちい	ずれか2以上に訂	亥当するもの		左の内訳					
区分				区分 都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金			工 共同募金、日本赤十字社に対 条例で定めるものに対す する寄附金 金			
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	
市町村民税	8	877, 200	221, 032	6	685, 000	7	118, 600	4	73, 600	
道府県民税	8	877, 200	147, 355	6	685, 000	7	118, 600	4	73, 600	

	合計						
区分	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)				
市町村民税	371	26, 133, 106	10, 253, 808				
道府県民税	371	26, 133, 106	6, 835, 942				

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者(ふるさと納税ワンストップ特例の適用者)に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

311 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

特に混乱もなく課税処理が行えた。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民(寄附金税額控除を受けようとする納税義務者)から寄せられたご意見やご要望などを記入してください(複数回答可)。

特になし

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

現状は特産品等の宣伝を名目とした贈答合戦となっている。まちづくりや歳入の確保は他の施策で推進 すべきと考える。本制度はあくまでも租税体系の中での制度であることを、国は周知徹底していただき たい。

都道府県名 山口県 市区町村名 岩国市

< I. ふるさと納税に係る控除額等>

- 1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。
 - ※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、<u>平成28年6月1日時点で把</u> 握している数値を回答していただくものです。
 - ※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載するものとする。
 - (1)「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの(ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分)」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
 - (2)「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの(共同募金会、 日本赤十字社に対する寄附金)」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄 附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (3)「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係る もの(条例で定めるものに対する寄附金)」欄には,道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附 金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (4)「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)~(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

		地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)									
	区分			(型相)				ソプ特例制度適用分			
		人数(人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)			
	市町村民税	733	55, 685, 000	24, 778, 000	213	10, 483, 000	5, 973, 000	1, 010, 000			
	道府県民税	733	55, 685, 000	16, 519, 000	213	10, 483, 000	3, 982, 000	674, 000			

区分	地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の 地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は 7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの 第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄 附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金)						
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	
市町村民税	33	767, 000	42,000	64	2, 866, 000	164, 000	
道府県民税	33	767, 000	28, 000	64	2, 866, 000	110, 000	

	3つのうちい	ずれか2以上に訂	亥当するもの						
	, -	, , , , , , , , , , , , ,				左	の内訳		
区分				都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金		共同募金、日本赤十字社に対 する寄附金		条例で定めるものに対する寄附 金	
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数(人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)
市町村民税	21	2, 701, 000	779, 000	18	1, 976, 000	13	36, 000	14	689, 000
道府県民税	21	2, 716, 000	520, 000	18	1, 976, 000	13	36, 000	15	704, 000

	合計						
区分	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)				
市町村民税	851	62, 019, 000	25, 763, 000				
道府県民税	851	62, 034, 000	17, 177, 000				

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者(ふるさと納税ワンストップ特例の適用者)に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

504 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について 記入してください。

当初課税時期に合わせ作業を行うことから、ふるさと納税ワンストップ特例制度に係る作業はかなりの 負担増となった。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民(寄附金税額控除を受けようとする納税義務者)から寄せられたご意見やご要望などを記入してください(複数回答可)。

制度を理解しないまま申請を行っている者が多く、非適用の通知の送付を受け始めて適用要件を知ったという者が相当数見受けられた。 (特に高齢者に多いように見受けられた。)

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

さながらマネーゲームの様相を呈しているようで、住民税の趣旨(地域社会の費用負担)からは離れて きているのではないかと感じる。

都道府県名 山口県 市区町村名 光市

< I. ふるさと納税に係る控除額等>

- 1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。
 - ※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、<u>平成28年6月1日時点で把</u> <u>握している数値</u>を回答していただくものです。
 - ※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載するものとする。
 - (1)「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの(ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分)」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
 - (2)「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの(共同募金会、 日本赤十字社に対する寄附金)」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄 附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (3)「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係る もの(条例で定めるものに対する寄附金)」欄には,道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附 金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (4)「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)~(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

		地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)								
	区分				左0)うち、ふるさと	こ納税ワンスト	ップ特例制度適用分		
		人数(人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)		
	市町村民税	308	27, 929, 640	10, 594, 662	98	4, 834, 500	2, 760, 641	465, 881		
	道府県民税	308	27, 929, 640	7, 063, 162	98	4, 834, 500	1, 840, 447	310, 604		

区分	7第1項第2号	の2第1項第2号 に規定する寄附 日本赤十字に対	第314条の7第13	37条の2第1項第3号及び第4号又は 第1項第3号及び第4号に規定する寄 附金に係るもの で定めるものに対する寄附金)		
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)
市町村民税	25	627, 000	34, 290	53	7, 940, 477	187, 575
道府県民税	25	627, 000	22, 860	53	7, 940, 477	12, 051

	3つのうちい	3つのうちいずれか2以上に該当するもの				+:	の内訳		
区分				都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金				条例で定めるものに対する寄附 金	
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)
市町村民税	11	2, 539, 470	768, 279	11	1, 911, 420	8	523, 050	3	105, 000
道府県民税	11	2, 539, 470	512, 188	11	1, 911, 420	8	523, 050	3	105, 000

	合計						
区分	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)				
市町村民税	397	39, 036, 587	11, 584, 806				
道府県民税	397	39, 036, 587	7, 610, 261				

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者(ふるさと納税ワンストップ特例の適用者)に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

215 件

- 3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について 記入してください。
- (1) 控除否認通知について、標準様式や送付時期のガイドラインが欲しい(県内でも送付時期がバラバラであったため)
- (2) 過年度申告を行った場合の対応方法などのガイドラインが欲しい(寄附金額証明書発行所管部署の対応など)
- (3) 特例制度を理解せずに申請している申請者が多いのではないかと感じた
- 4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民(寄附金税額控除を受けようとする納税義務者)から寄せられたご意見やご要望などを記入してください(複数回答可)。

特例制度が否認される仕組みについてわかりにくかった(確定申告により控除否認対象者となった方)

<Ⅲ. その他>

- 5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。
- (1) ふるさと納税については報道にあるように、特定の自治体に一極化しており、税収の減少に悩む自治体に対しての格差是正を推進するための制度という本来の主旨から逸脱していると感じられる。
- (2) ワンストップ特例制度については、所得税の控除分が個人住民税に振り替えられ、実質的に所得税の一部を自治体が負担しているという状況になっている。
- (3)被災地である熊本市に寄附したいのでいくら寄附すれば税的に得になるか、といった些か手前勝手な問い合わせもあり、本来の寄附の概念からは乖離しているように感じられる。
- 以上の点から、本制度については再考の必要があるように思う。

都道府県名 山口県 市区町村名 長門市

< I. ふるさと納税に係る控除額等>

- 1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。
 - ※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、<u>平成28年6月1日時点で把</u> 握している数値を回答していただくものです。
 - ※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載するものとする。
 - (1)「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの(ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分)」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
 - (2)「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの(共同募金会、 日本赤十字社に対する寄附金)」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄 附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (3)「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係る もの(条例で定めるものに対する寄附金)」欄には,道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附 金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (4)「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)~(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

		地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)									
	区分			(,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,				ップ特例制度適用分			
		人数(人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)			
	市町村民税	122	14, 107, 400	5, 281, 469	24	934, 000	514, 233	71, 069			
	道府県民税	122	14, 107, 400	3, 521, 001	24	934, 000	342, 829	47, 380			

区分		の2第1項第2号 に規定する寄附 日本赤十字に対	金に係るもの	地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は 第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄 附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金)		
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)
市町村民税	23	249, 000	12, 060	36	1, 470, 000	59, 460
道府県民税	23	249, 000	8, 040	76	3, 079, 500	98, 040

	3つのうちい	ずれか2以上に訂	亥当するもの						
	, -					左	の内訳		
区分				都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金		共同募金、日本赤十字社に対 する寄附金		条例で定めるものに対する寄附 金	
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)
市町村民税	14	3, 896, 400	1, 028, 291	3	3, 762, 400	11	104, 000	1	30,000
道府県民税	14	5, 023, 400	730, 047	3	3, 762, 400	11	104, 000	14	1, 157, 000

	合計						
区分	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)				
市町村民税	195	19, 722, 800	6, 381, 280				
道府県民税	235	22, 459, 300	4, 357, 128				

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者(ふるさと納税ワンストップ特例の適用者)に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

58 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

特になし

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民(寄附金税額控除を受けようとする納税義務者)から寄せられたご意見やご要望などを記入してください(複数回答可)。

特になし

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

市民税賦課担当としては特になし

都道府県名 山口県 市区町村名 柳井市

< I. ふるさと納税に係る控除額等>

- 1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。
 - ※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、<u>平成28年6月1日時点で把</u> 握している数値を回答していただくものです。
 - ※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載するものとする。
 - (1)「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの(ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分)」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
 - (2)「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの(共同募金会、 日本赤十字社に対する寄附金)」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄 附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (3)「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係る もの(条例で定めるものに対する寄附金)」欄には,道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附 金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (4)「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)~(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

ſ		地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)								
	区分			(,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	左のうち、ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分					
		人数(人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)		
	市町村民税	132	11, 014, 500	4, 536, 545	35	1, 275, 000	721, 928	116, 555		
	道府県民税	132	11, 014, 500	3, 024, 383	35	1, 275, 000	481, 285	77, 707		

区分	7第1項第2号	の2第1項第2号 に規定する寄附 日本赤十字に対	金に係るもの	地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は 第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄 附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金)			
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	
市町村民税	17	441, 000	20, 610	14	5, 626, 924	194, 100	
道府県民税	17	441,000	13, 740	14	5, 626, 924	129, 400	

	3つのうちい	ずれか2以上に訂	亥当するもの	左の内訳					
区分				都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金		共同募金、日本赤十字社に対 する寄附金		条例で定めるものに対する寄附 金	
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)
市町村民税	5	6, 084, 000	666, 961	3	1, 020, 000	4	55, 000	3	5, 009, 000
道府県民税	5	6, 084, 000	444, 641	3	1, 020, 000	4	55, 000	3	5, 009, 000

	合計						
区分	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)				
市町村民税	168	23, 166, 424	5, 418, 216				
道府県民税	168	23, 166, 424	3, 612, 164				

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者(ふるさと納税ワンストップ特例の適用者)に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

63 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

なし

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民(寄附金税額控除を受けようとする納税義務者)から寄せられたご意見やご要望などを記入してください(複数回答可)。

なし

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください

なし

都道府県名 山口県 市区町村名 美祢市

< I. ふるさと納税に係る控除額等>

- 1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。
 - ※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、<u>平成28年6月1日時点で把</u> 握している数値を回答していただくものです。
 - ※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載するものとする。
 - (1)「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの(ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分)」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
 - (2)「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの(共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金)」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (3)「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係る もの(条例で定めるものに対する寄附金)」欄には,道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附 金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (4)「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)~(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

		地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)								
	区分				左0)うち、ふるさと	: 納税ワンスト;	ップ特例制度適用分		
		人数(人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)		
	市町村民税	88	3, 741, 300	1, 724, 201	21	773, 000	404, 791	49, 185		
	道府県民税	88	3, 741, 300	1, 149, 483	21	773, 000	269, 866	32, 791		

	7第1項第2号	の2第1項第2号 に規定する寄附	金に係るもの	地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は 第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄 附金に係るもの			
区分	(共同募金、	日本赤十字に対	する寄附金)	(条例で定めるものに対する寄附金)			
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	
市町村民税	29	232, 300	10, 458	40	6, 341, 000	373, 080	
道府県民税	29	232, 300	6, 972	47	6, 553, 000	256, 640	

	3つのうちい	ずれか2以上に訂	亥当するもの	左の内訳					
区分				都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金		共同募金、日本赤十字社に対 する寄附金		条例で定めるものに対する寄附 金	
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)
市町村民税	8	381, 500	72, 845	2	120, 000	8	40, 500	6	221, 000
道府県民税	8	381, 500	48, 564	2	120, 000	8	40, 500	6	221, 000

	合計						
区分	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)				
市町村民税	165	10, 696, 100	2, 180, 584				
道府県民税	172	10, 908, 100	1, 461, 659				

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者(ふるさと納税ワンストップ特例の適用者)に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

61 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

納税者のメリットをあまり感じられない

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民(寄附金税額控除を受けようとする納税義務者)から寄せられたご意見やご要望などを記入してください(複数回答可)。

手続がややこしい・分かりにくい・パンフレット等は無いのか

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

特になし

都道府県名 山口県 市区町村名 周南市

< I. ふるさと納税に係る控除額等>

- 1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。
- ※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、<u>平成28年6月1日時点で把握している数値</u>を回答していただくものです。
- ※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府 県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれ か一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載す るものとする。
- (1)「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの(ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分)」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
- (2)「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの(共同募金会、 日本赤十字社に対する寄附金)」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄 附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (3)「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係る もの(条例で定めるものに対する寄附金)」欄には、道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附 金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
- (4)「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1) ~ (3) のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

	地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの									
区分			(都道府	F県、市町村、特別区に対する寄附金) 左のうち、ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分						
	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)			
市町村民税	845	77, 691, 019	33, 109, 032	318	16, 861, 000	9, 608, 835	1, 589, 911			
道府県民税	845	77, 691, 019	22, 072, 865	318	16, 861, 000	6, 405, 990	1, 059, 990			

区分	の7第1項第2号	条の2第1項第2- たに規定する寄除 日本赤十字に対	†金に係るもの	地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は 第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する 寄附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金)		
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)
市町村民税	23	581, 704	32, 143	53	6, 430, 640	371, 679
道府県民税	23	581, 704	21, 429	53	6, 430, 640	247, 786

	3つのうちい	3つのうちいずれか2以上に該当するもの			左の内訳					
区分				都道府県、市町村、特別区に 共同募金、日本の		共同募金、日2	本赤十字社に対 条例で定めるものに対する寄 寄附金 金		ものに対する寄附金	
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	
市町村民税	15	54, 920, 550	7, 365, 899	13	51, 834, 000	7	63, 950	10	3, 022, 600	
道府県民税	15	54, 920, 550	4, 910, 601	13	51, 834, 000	7	63, 950	10	3, 022, 600	

	合計						
区分	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)				
市町村民税	936	139, 623, 913	40, 878, 753				
道府県民税	936	139, 623, 913	27, 252, 681				

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者(ふるさと納税ワンストップ特例の適用者)に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

853 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について 記入してください。

特例通知書が期限を過ぎて送付されるケースや、一覧表など独自様式を使用されるケースがあった。また、確定申告の添付資料として申請書を使用したりと混乱が見られた。市民に向け、市政情報番組や市広報誌などで周知を行っているが、制度について市民だけではなく、各自治体側においても更なる周知徹底が必要である。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民(寄附金税額控除を受けようとする納税義務者)から寄せられたご意見やご要望などを記入してください(複数回答可)。

医療費など、他の控除を追加するために確定申告をした際、ワンストップ特例制度を申請した 寄附金分も申告に含めないとならないことが分かり辛い、との意見が多々見られた。

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

お礼の品が充実している団体(10万円以上でオフィス機器を贈呈など)に寄附が集中している 状況は、本来の制度の趣旨から少し外れているのではないか。各自治体での取組をアピールし、 魅力あるまちづくりを持続的に進めていけるような制度設計をお願いしたい。

都道府県名 山口県 市区町村名 山陽小野田市

< I. ふるさと納税に係る控除額等>

- 1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。
 - ※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、<u>平成28年6月1日時点で把</u> 握している数値を回答していただくものです。
 - ※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載するものとする。
 - (1)「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの(ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分)」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
 - (2)「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの(共同募金会、 日本赤十字社に対する寄附金)」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄 附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (3)「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係る もの(条例で定めるものに対する寄附金)」欄には,道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附 金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (4)「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1) ~ (3) のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

Ī			地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)									
	区分			(型相)	左のうち、ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分							
		人数(人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)				
	市町村民税	282	22, 959, 255	9, 240, 341	84	3, 859, 011	1, 933, 906	249, 114				
	道府県民税	282	22, 959, 255	6, 160, 278	84	3, 859, 011	1, 289, 299	166, 088				

区分	地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の 7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの (共同募金、日本赤十字に対する寄附金) (条例で定めるものに対する寄附金)					
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)
市町村民税	32	925, 050	49, 047	40	2, 365, 000	123, 660
道府県民税	32	925, 050	32, 698	44	2, 480, 000	85, 040

	3つのうちい	ずれか2以上に訂	変当するもの -						
		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	, , , ,			左	の内訳		
区分				都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金		共同募金、日本赤十字社に対 する寄附金		条例で定めるものに対する寄附 金	
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)
市町村民税	14	3, 441, 391	425, 440	10	1, 213, 000	10	2, 011, 591	10	216, 800
道府県民税	14	3, 428, 891	283, 127	10	1, 213, 000	10	2, 011, 591	8	204, 300

	合計						
区分	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)				
市町村民税	368	29, 690, 696	9, 838, 488				
道府県民税	372	29, 793, 196	6, 561, 143				

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者(ふるさと納税ワンストップ特例の適用者)に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

201 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について 記入してください。

申告特例通知書も申告時期までにほとんどが届き、課税実務においては問題なく行うことができたと思う。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民(寄附金税額控除を受けようとする納税義務者)から寄せられたご意見やご要望などを記入してください(複数回答可)。

特に要望等は受けていないが、税額決定通知書を送付してからは税額控除額の計算方法や個人別に限度額がいくらになるか教えてほしいという内容の問い合わせが多い。

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

寄附金税額控除の適用状況をみてみると、他の寄附に比べてふるさと納税に係る寄附が非常に多く、関心が高いものであることがうかがえる。ふるさと納税は特産品のPRができたり、自治体の収入につながったりとメリットもあるが、一方で、応援したい自治体があってもお礼品のように寄附したあとについてくるものによっては特定の自治体に寄附が集中してしまう点もあることについては、今後考えていかなければならないと思う。

都道府県名 山口県 市区町村名 周防大島町

< I. ふるさと納税に係る控除額等>

- 1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。
 - ※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、<u>平成28年6月1日時点で把</u> <u>握している数値</u>を回答していただくものです。
 - ※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載するものとする。
 - (1)「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの(ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分)」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
 - (2)「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの(共同募金会、 日本赤十字社に対する寄附金)」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄 附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (3)「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係る もの(条例で定めるものに対する寄附金)」欄には,道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附 金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (4)「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)~(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

ĺ			地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)									
	区分			(,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,				ップ特例制度適用分				
		人数(人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)				
	市町村民税	40	1, 924, 000	836, 530	13	488, 000	254, 426	28, 381				
	道府県民税	40	1, 924, 000	836, 530	13	488, 000	169, 620	18, 920				

区分	地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の 7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの (共同募金、日本赤十字に対する寄附金) 地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又 第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する 附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金)					
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)
市町村民税	13	147, 500	8, 130	30	1, 117, 924	48, 230
道府県民税	13	147, 500	5, 420	31	1, 169, 924	33, 753

	3つのうちい	ずれか2以上に訂	亥当するもの						
						左	の内訳		
区分				都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金		共同募金、日本赤十字社に対 する寄附金		条例で定めるものに対する寄附 金	
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)
市町村民税	65	2, 701, 424	624, 250	27	1, 436, 000	13	147, 500	30	1, 117, 924
道府県民税	65	2, 753, 424	417, 771	27	1, 436, 000	13	147, 500	31	1, 169, 924

		合計						
区分	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)					
市町村民税	148	5, 890, 848	1, 517, 140					
道府県民税	149	5, 994, 848	1, 293, 474					

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者(ふるさと納税ワンストップ特例の適用者)に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

27 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

納税義務者の負担が軽減されるならば良い制度だと思われるが、利用件数自体は想定より少なかった。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民(寄附金税額控除を受けようとする納税義務者)から寄せられたご意見やご要望などを記入してください(複数回答可)。

ふるさと納税のシュミレーションが可能なポータルサイトの利便性を高めるべき。

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

報道されているような過度な競争は避けるべきだと思う。

都道府県名 山口県 市区町村名 和木町

< I. ふるさと納税に係る控除額等>

- 1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。
 - ※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、<u>平成28年6月1日時点で把</u> 握している数値を回答していただくものです。
 - ※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載するものとする。
 - (1)「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの(ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分)」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
 - (2)「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの(共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金)」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (3)「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係る もの(条例で定めるものに対する寄附金)」欄には,道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附 金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (4)「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)~(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

		地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)								
	区分				左0)うち、ふるさと	こ納税ワンスト	ップ特例制度適用分		
		人数(人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)		
	市町村民税	38	1, 949, 000	970, 423	13	760, 000	427, 815	68, 405		
	道府県民税	38	1, 949, 000	646, 923	13	760, 000	285, 213	45, 604		

区分	地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の 7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの (共同募金、日本赤十字に対する寄附金)						
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	
市町村民税	4	325, 800	18, 708	6	275, 456	15, 883	
道府県民税	4	325, 800	12, 472	4	307, 456	11, 979	

	3つのうちい	ずれか2以上に	亥当するもの		左の内訳						
区分				都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金		共同募金、日本赤十字社に対 する寄附金		条例で定めるものに対する寄附 金			
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)		
市町村民税	2	38, 000	7, 154	2	15, 000	1	20, 000	1	3,000		
道府県民税	1	30, 000	3, 510	1	10,000	1	20,000	0	0		

	合計							
区分	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)					
市町村民税	50	2, 588, 256	1, 012, 168					
道府県民税	47	2, 612, 256	674, 884					

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者(ふるさと納税ワンストップ特例の適用者)に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

40 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について 記入してください。

各自治体で様式が異なるので、規格、記載内容等の統一された様式を作って欲しい。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民(寄附金税額控除を受けようとする納税義務者)から寄せられたご意見やご要望などを記入してください(複数回答可)。

特になし。

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

返礼品を目的とする寄付がほとんどであり、「ふるさと納税」の本来の目的からそれた寄付金の奪い合いになっている。市町村間で、勝ち組、負け組の較差が生じ、財政面で不平等を感じることの無いような制度を求める。

都道府県名 山口県 市区町村名 上関町

< I. ふるさと納税に係る控除額等>

- 1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。
 - ※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、<u>平成28年6月1日時点で把</u> 握している数値を回答していただくものです。
 - ※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載するものとする。
 - (1)「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの(ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分)」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
 - (2)「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの(共同募金会、 日本赤十字社に対する寄附金)」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄 附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係る もの(条例で定めるものに対する寄附金)」欄には,道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附 金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (4)「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)~(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

ĺ			地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)									
	区分				左の)うち、ふるさ	と納税ワンスト	ップ特例制度適用分				
		人数(人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)				
	市町村民税	6	248, 000	114, 267	1	48, 000	27, 600	2,818				
	道府県民税	6	248, 000	76, 176	1	48, 000	18, 400	1,879				

区分	地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の 7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの (共同募金、日本赤十字に対する寄附金) 地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号に規定する 附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金)					
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)
市町村民税	3	13, 200	432	2	23, 000	1, 140
道府県民税	3	13, 200	288	2	23, 000	760

	3つのうちい	ずれか2以上に訂	亥当するもの		左の内訳					
区分				都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金		**		条例で定めるものに対する寄附 金		
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	
市町村民税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
道府県民税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

	合計						
区分	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)				
市町村民税	11	284, 200	115, 839				
道府県民税	11	284, 200	77, 224				

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者(ふるさと納税ワンストップ特例の適用者)に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

4 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について 記入してください。

確定申告を行う場合、ワンストップ特例が適用されないことを理解されていない方が複数いた為、制度についての詳しい周知が不十分であり、現状のままでは不適用となる方や住民税課税後に確定申告を行い、再度修正を行う必要が生じる方が複数でると予想される。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民(寄附金税額控除を受けようとする納税義務者)から寄せられたご意見やご要望などを記入してください(複数回答可)。

ワンストップ特例制度が不適用になる条件(寄附出来る自治体数や申告等)が分かりづらい

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

ワンストップ特例制度により、今後もふるさと納税の実績額の上昇が予想され、それに伴い控除適用額の上限を超過するケースの増加が予想される。特に、高齢者など所得が多くない者はふるさと納税を行いにくい状況にあるため、今後更なる控除適用上限の拡大や、所得に応じての適用上限の制定など税制面でのふるさと納税を行いやすい環境構築が望まれる。

都道府県名 山口県 市区町村名 田布施町

< I. ふるさと納税に係る控除額等>

- 1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。
 - ※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、<u>平成28年6月1日時点で把</u> 握している数値を回答していただくものです。
 - ※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載するものとする。
 - (1)「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの(ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分)」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
 - (2)「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの(共同募金会、 日本赤十字社に対する寄附金)」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄 附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (3)「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係る もの(条例で定めるものに対する寄附金)」欄には,道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附 金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (4)「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)~(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

ĺ			地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)								
	区分			(,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,				ップ特例制度適用分			
		人数(人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)			
	市町村民税	69	2, 770, 000	1, 373, 237	23	950, 000	538, 676	83, 912			
	道府県民税	69	2, 770, 000	915, 504	23	950, 000	359, 125	55, 946			

区分	7第1項第2号	の2第1項第2号 に規定する寄附 日本赤十字に対	金に係るもの	地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は 第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄 附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金)		
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)
市町村民税	6	120, 400	6, 582	5	340, 000	19, 800
道府県民税	6	120, 400	4, 388	5	340,000	13, 200

	3つのうちい	ずれか2以上に訂	亥当するもの		左の内訳					
区分				都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金		共同募金、日本赤十字社に対する寄附金		条例で定めるものに対する寄附 金		
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	
市町村民税	8	1, 272, 300	410, 726	6	1, 139, 000	6	64, 400	7	68, 900	
道府県民税	8	1, 272, 300	273, 818	6	1, 139, 000	6	64, 400	7	68, 900	

	合計						
区分	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)				
市町村民税	88	4, 502, 700	1, 810, 345				
道府県民税	88	4, 502, 700	1, 206, 910				

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者(ふるさと納税ワンストップ特例の適用者)に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

23 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民(寄附金税額控除を受けようとする納税義務者)から寄せられたご意見やご要望などを記入してください(複数回答可)。

寄付金控除の限度となる寄附金額がいくらになるかとの相談が多い。

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

過剰な返礼品競争にならないようにしていただきたい。

都道府県名 山口県 市区町村名 平生町

< I. ふるさと納税に係る控除額等>

- 1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。
 - ※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、<u>平成28年6月1日時点で把</u> 握している数値を回答していただくものです。
 - ※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれか一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載するものとする。
 - (1)「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの(ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分)」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
 - (2)「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの(共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金)」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (3)「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係る もの(条例で定めるものに対する寄附金)」欄には,道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附 金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (4)「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)~(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

			地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)									
	区分			(品)	左のうち、ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分							
		人数(人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)				
	市町村民税	59	3, 487, 000	1, 606, 138	24	735, 000	396, 130	39, 569				
	道府県民税	59	3, 487, 000	1, 070, 770	24	735, 000	264, 093	26, 378				

区分	地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の 7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの (共同募金、日本赤十字に対する寄附金) (条例で定めるものに対する寄附金)						
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	
市町村民税	17	132, 500	5, 910	15	685, 000	39, 240	
道府県民税	17	132, 500	3, 940	6	395, 000	15, 200	

	3つのうちい	3つのうちいずれか2以上に該当するもの			左の内訳						
区分				都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金		共同募金、日本赤十字社に対 する寄附金		条例で定めるものに対する寄附 金			
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)		
市町村民税	9	169, 600	27, 434	2	40, 000	8	31, 800	8	97, 800		
道府県民税	9	96, 800	15, 398	2	40,000	8	31, 800	3	25, 000		

	合計						
区分	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)				
市町村民税	100	4, 474, 100	1, 678, 722				
道府県民税	91	4, 111, 300	1, 105, 308				

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者(ふるさと納税ワンストップ特例の適用者)に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

48 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

住登外課税者が、ワンストップ特例の申請手続を行う際の届出先住所確認を周知徹底してほしい。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民(寄附金税額控除を受けようとする納税義務者)から寄せられたご意見やご要望などを記入してください(複数回答可)。

特になし。

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

都道府県名 山口県 市区町村名 阿武町

< I. ふるさと納税に係る控除額等>

- 1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。
 - ※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、<u>平成28年6月1日時点で把</u> 握している数値を回答していただくものです。
 - ※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府 県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれ か一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載す るものとする。
 - (1)「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの(ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分)」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
 - (2)「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの(共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金)」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (3)「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係る もの(条例で定めるものに対する寄附金)」欄には,道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附 金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (4)「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)~(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

区分	地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)								
		寄附金額 (円)	控除額(円)	左のうち、ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分					
	人数(人)			人数(人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)		
市町村民税	5	100,000	48, 132	1	10, 000	4, 812	492		
道府県民税	5	100, 000	32, 088	1	10,000	3, 208	328		

区分	7第1項第2号	の2第1項第2号 に規定する寄附 日本赤十字に対	金に係るもの	地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は 第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄 附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金)		
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)
市町村民税	3	180, 000	10, 440	14	695, 000	40, 020
道府県民税	3	180, 000	6, 960	14	695, 000	26, 680

	3つのうちいずれか2以上に該当するもの			左の内訳					
区分					万村、特別区に 寄附金	共同募金、日本	本赤十字社に対 寄附金	条例で定める	ものに対する寄附 金
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)
市町村民税	0	0	0	0	0	0	0	0	0
道府県民税	0	0	0	0	0	0	0	0	0

	合計						
区分	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)				
市町村民税	22	975, 000	98, 592				
道府県民税	22	975, 000	65, 728				

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者(ふるさと納税ワンストップ特例の適用者)に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。



3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民(寄附金税額控除を受けようとする納税義務者)から寄せられたご意見やご要望などを記入してください(複数回答可)。

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

衛附金税額控除は、本来のふるさと納税の趣旨から逸脱した節税対策に利用されてしまう恐れがある。 寄附先の応援ではなく、寄附に対するお礼の景品目的の寄附が多い。メディアもどこの自治体の景品が良いかを重点的に報道してい る。ふるさと納税の本来の趣旨を広報すべき。 ふるさと納税が増えれば住んでいる自治体の税収が減っていること、今後住民サービスの低下等につながることも自治体、住民は意識 すべきである。